

仕 様 書

規 格	白灯油（日本産業規格 K2203 1号）
購入予定数量	24,000リットル (注) 予定数量はあくまで見込みであり、保証するものではありません。
支 払 方 法	代金の支払いは1か月毎の精算払とする。
そ の 他	<p>市場価格の変動等の事由により、契約単価の変更が必要であると認められる場合は、下記により協議を行うことができるものとする（価格は税抜）。</p> <p>(1) 前回契約価格決定時の指標価格（山形県会計局会計課契約の燃料油類価格情報。以下同じ。）と、現行の指標価格に2円以上の変動があった場合は、受注者又は発注者から協議の申し出を行うことができる。</p> <p>(2) 変更契約額（増減額）は、前回契約価格決定時の指標価格と現行の指標価格の価格差額とし、変更契約額(増減額)の算定においては指標価格の増減額の小数点第2位を四捨五入するものとする。</p> <p>(3) 入札時の指標価格と当初契約額の価格差は、変更時の指標価格と変更後契約額の価格差においても維持することとし、同額(端数処理による誤差を除く。)とする。</p> <p>(4) 変更契約を行う日は、申し出を受理した日の翌月1日とする。</p> <p>(5) 上記(1)～(4)によりがたい特別の事情がある場合は、別途協議を行うものとする。</p>